令和5年9月定例会 総務常任委員会 資料

関連議案番号:議案第82号

所管課名 :総務部人事課

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

政治資金規正法に定める滋賀県選挙管理委員会への政治団体の収支報告書について、市長の関連する4つの政治団体のうち2つの政治団体が2016年から2020年までの5年間未提出であったことにつき、市長の給料の減額を行うため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

- (1) 市長の給料を次のとおり減額します。
 - ① 市長の給料を令和5年10月から令和5年12月までの間、100分の20を減額します。

【制定付則第44項関係】

(2) この条例は、公布の日から施行します。

【改正付則関係】

3 その他

【改正により減額する額】

市長 867,000円×0. $2 \times 3 \pi$ 月=520,200円

令和5年9月定例会 総務常任委員会 資料

関連議案番号:議案第83号

所管課名 :総務部人事課

甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更され、この位置付けの変更と合わせて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止されたため改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 防疫作業従事手当の特例について削ります。

【付則第3項及び第4項関係】

(2) この条例は、公布の日から施行します。

【付則関係】